

## 新青森太陽光発電所建設事業に係る 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 国道7号の対象事業実施区域付近は交通量が多く、今後の工事の詳細設計や通行時間帯によっては、想定される資材等の運搬ルート沿道への影響よりも大きくなるおそれがあることから、資材等の搬出入に当たっては、あらかじめ時間帯を調整するなどの運搬計画を検討するとともに、必要に応じて、資材等の運搬に係る大気質、騒音及び振動を環境影響評価項目に追加すること。
- 2 工事の実施に伴う粉じんの飛散防止対策として、残置森林の活用及びその効果について検討し、必要に応じて残置森林の配置、面積等を見直すこと。
- 3 太陽光発電設備用地について、土地改変後の地表面の状態が不明であることから、地表面の状態を明らかにした上で、必要に応じて、供用後における大気質（粉じん）を環境影響評価項目に選定すること。
- 4 対象事業実施区域及びその周辺は、天田内配水所水源保護区域に指定されており、また、対象事業実施区域東側の一部は地下水採取指定地域となっている。本事業では、工事の実施における地下水（水位）を環境影響評価項目として選定しているが、工事や事業の実施に伴い、土壌の浸透能及び土壌中の成分が造成前後で変化する可能性があり、地下水への重大な影響が懸念されることから、工事中の地下水（水質）や供用後における地下水（水質及び水位）も環境影響評価項目に追加すること。
- 5 地下水（水質及び水位）の調査地点は、施設の配置等を踏まえて今後決定することとしているが、可能な限り土地改変区域の東側に複数設置すること。また、供用後における当該項目に係るモニタリングの実施についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 6 土地の改変により、下流河川の流況の変化が考えられることから、工事中及び供用後における排水の河川への流入量、仮沈砂池の集水方法、処理能力、容量並びに事業場内の雨水及び融雪水の集水経路、排水経路等を明らかにした上で、供用後の水象を環境影響評価項目に追加すること。
- 7 対象事業実施区域は特別豪雪地帯に指定されていることから、ソーラーパネルへの着雪及び事業場内の積雪への対処方法並びに春先の融雪水による地盤の軟弱化及び放流先の洗掘の防止対策を環境影響評価準備書に記載すること。

- 8 対象事業実施区域の隣接地が土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されており、地形・地質の状況から対象事業実施区域においても土壤の汚染状態が同法に規定する基準に適合しないおそれがあることから、工事の実施に係る環境影響評価項目として土壤（土壤汚染）を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、土壤の調査結果を踏まえ、必要に応じて砒素及びその化合物に係る大気質（粉じん）、水質、水底の底質、副産物（残土）を環境影響評価項目に選定すること。
- 9 パワーコンディショナーについては、稼働によりラジオ等の電波受信に影響を与えるという事例があるため、施設の稼働における電波障害を環境影響評価項目として選定することの要否について検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 10 対象事業実施区域には、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の指定区域が含まれている。事業の実施に伴い、水源涵養などの重要な機能を有する当該森林を伐採することにより、自然環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体化に当たっては、当該指定区域を回避するとともに、改変区域と当該森林の間に緩衝域を設けるなどの措置についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 11 事業の実施により土地が大規模に改変され、対象事業実施区域に生息・生育する動植物の重要な種に影響を及ぼすと考えられることから、これら動植物への影響を可能な限り回避・低減するため、以下の措置を講じ、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。
- (1) 地元の複数の専門家から、これら動植物の生息・生育情報及び生態特性を踏まえた調査方法について意見聴取すること。
  - (2) 専門家からの意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
  - (3) 評価結果に基づき太陽光発電設備用地及び残置森林の配置を検討すること。
- 12 太陽光パネルからの反射光による鳥類や飛翔昆虫類への影響については知見が少ないため、類似事例や最新の知見等を整理・検討した上で、隣接する既存の太陽光発電所との累積的な環境影響も含めて、調査、予測及び評価を行うこと。
- 13 底生動物について、工事に伴う排水や改変後の地形・樹木伐採後の状態により、水生生物の生育・生息環境に変化を及ぼすことが予想されるとして、水生生物を環境影響評価項目に選定しているが、底質環境は対象事業実施区域から流下した難分解物を多く含む軟泥の堆積により変化すると考えられることから、これを踏まえた予測及び評価を行うこと。
- また、底質環境の変化は時間経過とともに影響が大きくなるため、工事の実施前及び供用後における水底の底質のモニタリングの実施についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

- 14 工事の実施における陸生動物及び水生生物の予測対象時期について、工事工程を勘案し、重要な種及び群落並びに注目すべき生息地への影響を的確に把握できる時期とし、建設機械の稼働が最も多い時期とするとしているが、予測対象時期は、重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の状況を把握した上で選定する必要があることから、これらの調査結果を踏まえ、適切に選定すること。
- 15 生態系について、予測対象時期は供用後の「生態系の基盤である植生が安定する時期」としているが、具体的な植栽計画等を踏まえて、生態系の注目種及び予測対象時期等を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行うこと。
- 16 対象事業実施区域隣地においては、既存の太陽光発電所が存在していることから、累積的な環境影響が想定される景観については、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、太陽光パネルの配置及び傾斜角度によっては、当該パネルからの反射光による走行中の車両や住居等への影響が懸念されるため、景観については、反射光の視認可能性を含めた予測及び評価を行うとともに、それらの結果を踏まえて、残置森林及び当該パネルの配置等についても検討すること。
- 17 廃棄物について、施設の稼働後は発生しないとしているが、定期的な部品交換等により、相当量の廃棄物が発生すると考えられることから、環境影響評価項目として選定することの要否について検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。